INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 51 2008年03月31日

台湾商標法改正草案 （2007年11月30日）

記

【主な改正点】

1. **商標の構成要件**（現行第5条修正）

商標は、文字、図形、記号、色彩、音声、立体形状又はそれらの結合により構成することができるとしていますが、消費者に商品又はサービスの標識であると認識でき、他人の商品又はサービスと識別できるものであれば、いかなる図形又は文字で構成することができるとし、商標態様の類型を広く認めるものとする。

2. **登録料分納制度の廃止**（現行第26条削除）

2003年11月28日付現行法において、登録料を前期3年及び後期7年に分けて納付する制度を採用したが、登録時に全期間分の一括納付する制度に戻す。

3. **登録事項の変更規定修正**（現行第32条修正）

指定商品又はサービスについては、登録後は、減縮以外の変更を認めないものとし、商標態様にあっても、登録後の変更は認めないが、商標権者の名称を含む商標で、商標権者の名称変更などで、商標権者自身の同一性に影響を生じないものについては、例外的に認めるものとする。

4. **専用・通常使用権許諾規定**（現行第33条修正）

現行法では、使用許諾権の範囲については、当事者の契約によるものとしていたが、専用使用権及び通常使用権を明確に区別することを認め、専用使用権者には商標権者自身の使用を排除できる独占的使用権を有することが明記される。

Inserted Text is here.

5. **商標権の保護及び時効規定**

　侵害行為及び侵害行為と見做す類型を明確に規定し、刑事上の罰金額を加増することで保護を強化する。一方、侵害行為の知得から2年、侵害行為から10年を超えて権利行使しないときには、時効を生じるとの規定（改正草案第64条の1）を設ける。

智慧財産局では2008年末までに改正草案を完成させる予定にしている。